

令和7年 第7回白石町農業委員会総会議事録(閲覧用)

1 開催日時 令和7年7月7日(月) 午前9時00分～午前9時30分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員(36人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均 欠席
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員(1人)

30番 橋口 均

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第4条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 農用地利用集積等促進計画(案)への意見について
- 4 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 非農地証明願いについて

業務連絡事項

- 1 令和7年第8回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和7年8月5日(火)9時00分
場所：白石町役場 3階大会議室

- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|-------------|------|
| 事務局長 | 石田善人 |
| 課長補佐兼農地農政係長 | 野中和男 |
| 農地農政係長 | 前山仁美 |
- 7 その他出席職員
なし
- 8 その他
農地パトロールの実施

9 会議の概要

事務局長 それではただ今から、令和7年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、30番 橋口 均委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、12番、溝口昇委員、13番、江頭浩二委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 138 号 =

議長 1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第138号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第138号、議案書1ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1ページから3ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として6月30日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、住宅、農業用倉庫にするための申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第138号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第138号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 139 号＝

議長 続きまして、2「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第139号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第139号、権利の種類は、貸借権の設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内にある農地です。
農地区分の該当事項としましては、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものでございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、4ページから6ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月1日に事務局と現地確認を行いました。

○月総会で○○○○の農地転用の申請をなされましたが、国道からの進入道路が狭いため、工事中車両の進入道路と併せて造成土の仮置き場を申請されたものです。

申請地は、国道から○○○○予定地への最短ルートであり、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接所有者等から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 139 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 139 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 140 号 =

議長 続きまして、議案番号第 140 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 140 号、議案書 2 ページです。

権利の種類は、所有権移転 贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも

のでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が造園用資材置場として使用することに伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 140 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 140 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 141 号 =

議長 続きまして、議案番号第 141 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 141 号、権利の種類は、賃借権設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項について、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項について、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として6月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、借受人が農業用倉庫として使用することに伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 141 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 141 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 142 号 =

議長 続きまして、3「農用地利用集積等促進計画(案)への意見について」を議題とします。議案番号第 142 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 142 号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」
ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 2 件となっております。
つづきまして、「利用権設定」でございます。

2 ページから 5 ページをご覧ください。今回は 43 件、計画されており、
賃借権設定が 43 件となっております。

区分の内訳として新規が 25 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定
をされるものは 4 件です。再設定は 18 件となっております。

未相続農地は 8 件です。

今回の利用権の総面積は 217,789.63 (21 万 7,789.63) m²
です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に
規定する要件を満たしており 45 件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転のうち議事参与の制限関係分を先に審議します。○番○○委員の退
室をお願いします。

(委員 退室)

所有権移転のうち、整理番号 1 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 142 号、所有権移転のうち、整理
番号 1 番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 142 号、所有権移転のう
ち、整理番号 1 番については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いた
します。○○委員の入室を許可します。

議長 引き続き、残りの所有権移転について審議します。質疑ご意見ございましたらど

うぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 142 号、所有権移転のうち、整理番号 2 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 142 号、所有権移転のうち、整理番号 2 番については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

議長 続きますして、利用権設定について審議します。
進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 142 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 142 号、利用権設定のうち、2 ペ

ージの整理番号 1 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

＝議案番号第 143 号 ～ 議案番号第 150 号＝

議長 続きまして、4「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 143 号から 150 号の農地の売渡し希望、借受希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 143 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、熊本県の〇〇氏です。

申請理由は、遠方なための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 144 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、八ノ割の〇〇氏です。

申請理由は、離農なための農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 145 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、下区の〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしの農地処分でございます。

議案の位置図は、17 ページから 18 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 146 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、清算の農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 147 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、嬉野市の〇〇氏です。
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。
議案の位置図は、21 ページから 22 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 4 ページ、農地の借受買受希望でございます。
議案番号第 148 号。
あっせん申出者は、中区の〇〇氏です。
申出理由は、米の規模拡大のためで、〇〇地区で、希望面積は 60 a を希望であります。

続きまして、議案番号第 149 号。
あっせん申出者は、〇〇氏です。
申出理由は、レンコンの規模拡大のためで、〇〇地区で、希望面積は 50a 以上を希望であります。

続きまして、議案番号第 150 号。
あっせん申出者は、牛屋の〇〇氏です。
申出理由は、レンコンの規模拡大のためで、〇〇地域で大きな水路に接している農地で、希望面積は 50a～1 ha を希望であります。

以上、議案番号第 143 号から 150 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 143 号から 150 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 143 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 144 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 146 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 147 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 148 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 149 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 150 号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 143 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 144 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 145 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 146 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 147 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 148 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 149 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員
議案番号第 150 号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

であっせん委員をよろしくお願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 非農地証明願いについて

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和7年 第8回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和7年8月5日(火)9時00分
場所 : 白石町役場 3階大会議室

- 2 農地パトロールについて連絡します。

白石1班……………この後、この場で事前説明行い、現地確認を実施します。

白石2班……………本日、午後3時に役場3階会議室4にご集合ください。

福富班……………本日、午後1時30分にゆうあい館研修室ご集合ください。

有明1、2班…明日、午後3時に交流館(旧有明町役場)2階8号会議室にご集合ください。

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 30 分
